

岩手県告示第111号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第518号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長から次のとおり通知があった。

令和7年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市室根町矢越地内
- 2 実施した期間 令和6年10月1日から令和7年1月29日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量